

# 歩行者利便増進道路(ほこみち)制度を活用した道路空間の有効活用について

国土交通省 道路局 路政課 道路利用調整室

大野係員

年が明けても、なかなか新型コロナウイルスの拡大が収まらないですね…。

秋山係長

そうだね、マスク、手指消毒、三密回避はまだ続きそう。新しい生活様式にすっかり慣れたよね。街でも違和感がなくなった気がしない？

栗本係員

そうですね、街の色々なところで三密対策が取られているのが当たり前になりましたね。

大野係員

三密対策と言えば、新型コロナウイルスに影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として始まった、沿道飲食店等の路上利用に伴う占用許可基準の緩和措置、いわゆる「コロナ占用特例」を活用したテラス営業が各地で見られますよ。近くの駅前の大通りでもお店の外で食事している人をたくさん見かけるようになりました。

秋山係長

そうそう！ これまで、道路は車の流れをスムーズにすることを主な目的として造られてきたけれど、最近、バイパスの整備によって車の通行量が減ったり、反対に歩行者が増えた道路もあり、車優先ではなく、人を中心とした快適な生活空間の一部として有効活用できるのではないかと、という考え方が広まってきた。この観点を踏まえて都市政策が作られるようになり、各地で活動している民間のエリアマネジメント団体と協力して地域の活性化のために道路空間を活用するようになってきたところに、このコロナ禍を受けて、屋外空間としての注目が更に集まったということだね。

栗本係員

いいですね、道路空間を有効活用！ コロナ占用特例は、国管理の道路、自治体管理の道路問わず活用してもらっているようで、飲食店等の皆さんにとっても、お客さんにとっても嬉しい制度なんだろうと感じます。

大野係員

今後、新型コロナウイルスが収束したとしても、オープンテラス等による路上利用のニーズはより高

まりそうですよね。

### 秋山係長

そうだね。ところで、今は新型コロナウイルス対策としてオープンテラス等の占用許可基準をあくまで期限付きの特例措置として緩和しているけれど、道路法に新たに設けられた制度によって、オープンテラス等の占用許可基準が緩和されることは知ってる？

### 栗本係員

ええっと、歩行者、利便…推進…？

### 秋山係長

「歩行者利便増進道路制度」だね。通称「ほこみち制度」だ。

### 大野係員

「ほこみち」だと、覚えやすくいいですね！

### 秋山係長

ほこみち制度は、地域を豊かにする歩行者中心の道路の構築を目指して、今年度の道路法改正で創設された。法律に沿って言うと、「歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図り、快適な生活環境の確保と地域の活力の創造に資するため」に歩行者の利便増進に資する施設を計画的に配置する必要がある道路を道路管理者が指定する制度だよ（道路法（昭和27年法律第180号）第48条の20）。道路管理者は、歩行者利便増進道路に指定した道路の区域のうち歩行者利便増進施設等（道路法施行令（昭和27年政令第479号）第16条の2）を適正かつ計画的な設置を誘導するための区域を指定して、その利便増進誘導区域内に歩行者利便増進施設等の占用を許可するに当たり無余地性の基準は適用しないことができる（道路法第33条第2項第3号）。柔軟にオープンテラス等を設置することが可能になるよ。

### 大野係員

でも、コロナ占用特例の目的は、「新型コロナウイルス感染症による影響を受ける飲食店等を支援するため」だった気がしますが、ほこみち制度の目的は、「歩行者中心の道路空間の構築」ですよね。同じようにオープンテラス等を設置できると言っても、目的が異なる制度なのではないでしょうか？

### 秋山係長

もちろん異なる制度ではあるけれども、コロナ占用特例が活用されている場所では、ほこみち制度を活用できる可能性を秘めているんだ。

よく考えてごらん。コロナ占用特例を活用して路上にオープンテラス等を設置している飲食店等は、三密対策を講じながら、安全・安心にお客さんにサービスを提供したい、また、お客さんも、そういったお店で開放的な気分で飲食を楽しみたい、と考えている。そういった飲食店等の方々が、コロナ占用特例の終了後もオープンテラス等の設置を希望しているということは、そこを訪れるお客さんがいる、つまり、利用者にとって、その道路空間を活用するニーズがあるということだよ。そのような場所をほこみちに指定すれば、「快適な生活環境の確保及び地域の活力の創造」につなげていけるんだ。

## 栗本係員

昨年 11 月のコロナ占用特例の期間延長の通知（※）に、「特例通知による措置により沿道飲食店等の路上利用がなされる場所は、まさに歩行者中心の道路空間として利活用されるニーズが顕在化した道路であると言える」（記 1）と書いてあったのは、そういう意味だったんですね。

（※）「新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて」の一部改正等について」（令和 2 年 11 月 10 日付け国道利第 16 号）

## 大野係員

でも、さっき係長が仰られたように、ほこみち制度って、車や人の通行量を踏まえた上で、「向こうに車の通行が中心となる道路があるから、こちらの道路は歩行者中心の道路空間として位置づけよう」というようなイメージがあるのですが、今、コロナ占用特例が適用されているからといって、その場所をほこみちに指定してしまっているのでしょうか？

## 秋山係長

お、鋭いね。

確かに、ほこみち制度は、道路ネットワーク全体を見て、バイパスや環状道路が整備されている場合には、道路の機能分担に応じて、駅前通りなどで歩道の拡幅工事等をして、歩行者中心の賑わいのある道路を構築できるようにしよう、という発想の下に生まれたものだ。

でも、必ずしも道路の改築をしなければならないものではないし、少しでも道路空間を有効活用するニーズとキャパシティがあれば、そこをほこみちに指定することによって、地域の住民や店舗、利用者に喜んでもらうことができるよね。その道路に、何が求められているか、という視点も大事なんだ。

## 大野係員

なるほど…。必ずしも大規模な区間をほこみちに指定しなくてもいいんですね。

## 秋山係長

もちろん、都市計画等のまちづくりとの整合性は重要だし、そのための市町村長との協議も必要となる（道路法第 48 条の 20 第 2 項）。でも、これからは、道路管理者自身が、「まち」全体の中で、道路空間をどのように使ってもらうか、そのためにどのようにデザインしていくか、ということを考えることが大切なんだ。ほこみち制度を使うことで、道路から「まち」を変えていくこともできるんだよ。

少なくとも、今、コロナ占用特例が活用されている場所では、道路空間をオープンテラス等で有効活用するニーズがあると言えるから、そこを中心として、どのような道路空間を構築していくか、道路管理者として考えないといけないよね。

## 栗本係員

今まで、道路とは「一般交通の用に供するもの」と考えていましたが、ずいぶんとイメージが変わってきました。

## 大野係員

道路の占用は、あくまで道路の副次的機能として認められるという考え方で、通常、無余地性の基準

を厳格に審査していますが、ほこみち制度は、無余地性の基準が適用されない区域を道路管理者が自ら指定するという点も、非常に新しいですね。

### 秋山係長

たとえほこみちに指定されたとしても、道路にとって必要な交通機能は変わらないよ。だから、ほこみちで特例を適用するためには、十分な歩行空間が確保されていることが必要となるし（道路構造令（昭和45年政令第320号）第41条第3項）、交通量への影響等について警察署長との協議もしなければならない（道路法第33条第3項）。

でも、重要なのは、「ある場所からある場所へ移動するための道路」だけでなく、「快適に過ごし、楽しんでもらう道路」という発想なんだ。

### 栗本係員

なんだか、道路にもいろいろな可能性があるような気がしてきました！

### 秋山係長

ほこみち制度には、公募により占有者を決定する公募占有という手続もあるよ。公募占有を使えば、最長で20年間の占有が可能となるんだ（道路法第48条の23）。こんなに長く占有が認められれば、どのようなことができそうかな？

### 大野係員

20年間の占有を継続することが可能であれば、ある程度の投資をして、ちょっとおしゃれなオープンカフェを作っても営業していただけますね。

### 栗本係員

なるほど、そういうオプションもあるんですね！

地域ぐるみで計画を立てて、どういったコンセプトで、どのような人の滞留、周遊の流れを設計するかが大事なんですね。

### 秋山係長

そのとおり！ 今も昔も「みんなのための道路」ということは変わらない。だからこそ、いろいろな人の意見を聴いて、どのような道路空間にしていくか、考えていかないといけないんだ。

特に、コロナ占有特例を活用してオープンテラス等を設置している飲食店等の場合は、もし新型コロナウイルスが収束したとしても、以前のような状況に戻るとは限らないよね。新型コロナウイルスによって深刻な打撃を受けた飲食店等の方々を少しでも助けるために、道路管理者として何かできることがあるんじゃないか、ということを考えることも必要だと思うよ。

### 栗本係員

「できない理由」ではなくて「できる方法」を一緒に考えていくことが大切なんですね！ このコロナ禍で苦しんでいる人がたくさんいる中、道路管理者としてできることが少しでもあると思うと、なんだか嬉しくなっちゃいますね！

## 大野係員

道を歩いている時にオープンテラス等があると、つい入りたくなっちゃいますし、そういうお店が並んでいると、まちの雰囲気も明るくなりますよね。

## 秋山係長

コロナで気が滅入ることが多いけど、ほこみち制度を上手に活用して、まちに賑わいを取り戻して、地域の活性化につなげていきたいね。

あれ、もうこんな時間、もうすぐ定時だよ。

## 大野係員

そういえば係長、コロナによる影響で延期になっていた新年会は、開催自体が当分厳しそうですね。

## 秋山係長

「できない理由」ではなくて「できる方法」を考える。今日は定時に終わって、オンライン新年会だ！

## 大野係員・栗本係員

(新年会、よっぽどやりたかったんだ。。。)

各地方整備局長 殿  
北海道開発局長 殿  
沖縄総合事務局長 殿

国土交通省道路局長

## 「新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて」の一部改正等について

「新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて」（令和2年6月5日付け国道利第5号。以下「特例通知」という。）については、新型コロナウイルス感染症の状況、特例通知による措置の活用状況等に鑑み、今般、別紙のとおり改正し、令和3年3月31日まで占用の期間を延長することとしたので、その運用に遺憾のないようにされたい。

また、令和2年5月27日に公布された道路法等の一部を改正する法律（令和2年法律第31号）により、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）において歩行者利便増進道路制度が創設され、公布後6月以内に施行することとされており、同制度の運用等については別途通知するところであるが、これまでの沿道飲食店等の路上利用の実施状況等を踏まえ、下記事項に留意の上、歩行者利便増進道路への円滑な移行を図られたい。

なお、本通知の内容については、警察庁交通局と調整済みである。

### 記

#### 1 歩行者利便増進道路等の指定に係る積極的な検討

特例通知による措置により沿道飲食店等の路上利用がなされる場所は、まさに歩行者中心の道路空間として活用されるニーズが顕在化した道路であることから、歩行者利便増進道路への円滑な移行によって現在の沿道飲食店等の路上利用の取組を持続させ、歩行者中心の道路空間としての充実を図ることにより、快適な生活環境の確保及び地域の活力の創造に資することのできるよう、沿道飲食店等の路上利用がなされる場所を歩行者利便増進道路及び利便増進誘導区域に指定することを積極的に検討すること。なお、道路の構造等に応じて、「地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路占用の取扱いについて」（平成17年3月17日付け国道利第28号）による対応も併せて検討すること。

#### 2 歩行者利便増進道路制度を適用する道路占用の取扱い

##### (1) 許可申請者の利便への配慮

特例通知による措置により既に占用の許可を行っている占有物件について、法第33条第2項の規定による許可（同項第3号に係るものに限る。）の申請があった場合には、既存の許可を行ったときの資料に変更がない限りはその提出を省略するなど、申請者の利便に配慮すること。

##### (2) 占用料の取扱い

特例通知の記1の趣旨に鑑み、沿道の飲食店等が利便増進誘導区域内においてテイクアウト販売やテラスにおける飲食提供等のための施設（仮設でないものを含む。）を路上に設置することに伴う道路占有について、法第33条第2項の規定による許可（同項第3号に係るものに限る。）を行う場合には、令和3年3月31日までの間に限り、占用料を徴収しないものとする。

別紙（略）

(参照条文)

○ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）（抄）

(道路の占用の許可基準)

**第三十三条** 道路管理者は、道路の占用が前条第一項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

2 次に掲げる工作物、物件又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するものための道路の占用については、同項の規定にかかわらず、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

一・二 (略)

三 前条第一項第一号又は第四号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、歩行者の利便の増進に資するものとして政令で定めるもの（以下「歩行者利便増進施設等」という。）で、第四十八条の二十第一項に規定する歩行者利便増進道路（第四十八条の二十一の技術的基準に適合するものに限る。第四十八条の二十三第一項、第三項及び第五項、第四十八条の二十四第一項並びに第四十八条の二十七第二項第二号において同じ。）の区域のうち、道路管理者が歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導するために指定した区域（以下「利便増進誘導区域」という。）内に設けられるもの（道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）

四・五 (略)

3 道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該利便増進誘導区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

4～6 (略)

(歩行者利便増進道路の指定)

**第四十八条の二十** 道路管理者は、道路の構造、車両及び歩行者の通行並びに沿道の土地利用の状況並びにこれらの将来の見通しその他の事情を勘案して、歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図り、快適な生活環境の確保及び地域の活力の創造に資するため、その管理する道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下この条において同じ。）のうち、歩行者の滞留の用に供する部分を確保し、及び歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導することが特に必要と認められるものについて、区間を定めて、歩行者利便増進道路として指定することができる。

2 道路管理者（市町村である道路管理者を除く。）は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該道路の存する市町村を統括する市町村長に協議しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3～5 (略)

(歩行者利便増進道路の構造の基準)

**第四十八条の二十一** 歩行者利便増進道路に係る第三十条第一項及び第三項に規定する道路の構造の技術的基準は、これにより歩行者利便増進道路における歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進が図られるように定められなければならない。

(公募対象歩行者利便増進施設等の公募占用指針)

**第四十八条の二十三** 道路管理者は、利便増進誘導区域において第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請を行うことができる者を公募により決定することが、道路占用者の公平な選定を図るとともに、歩行者利便増進道路の歩行者の利便の増進を図る上で特に有効であると認められる歩行者利便増進施設等（以下「公募対象歩行者利便増進施設等」という。）について、道路の占用及び公募の実施に関する指針（以下「公募占用指針」という。）を定めることができる。

2 公募占用指針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一～四 (略)

五 第四十八条の二十六第一項の規定による認定の有効期間

六・七 (略)

3 (略)

4 第二項第五号の有効期間は、二十年を超えないものとする。

5・6 (略)

(歩行者利便増進計画の認定)

第四十八条の二十六 道路管理者は、前条第六項の規定により通知した占用予定者が提出した歩行者利便増進計画について、道路の場所を指定して、当該歩行者利便増進計画が適当である旨の認定をするものとする。

2 (略)

○ 道路法施行令 (昭和 27 年政令第 479 号) (抄)

(歩行者利便増進施設等)

第十六条の二 法第三十三条第二項第三号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

- 一 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
- 二 ベンチ、街灯その他これらに類する工作物で歩行者の利便の増進に資するもの
- 三 標識、旗ざお、幕又はアーチで歩行者の利便の増進に資するもの
- 四 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で歩行者の利便の増進に資するもの
- 五 第十一条の十第一項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの
- 六 次に掲げるもので、集会、展示会その他これらに類する催しのため設けられ、かつ、歩行者の利便の増進に資するもの
  - イ 広告塔その他これに類する工作物
  - ロ 露店、商品置場その他これらに類する施設
  - ハ 看板、旗ざお、幕及びアーチ

○ 道路構造令 (昭和 45 年政令第 320 号) (抄)

(歩行者利便増進道路)

第四十一条 (略)

2 (略)

3 歩行者利便増進道路 (高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成十八年法律第九十一号) 第十条第一項に規定する新設特定道路を除く。) は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

○ 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令 (平成 18 年国土交通省令第 116 号) (抄)

(有効幅員)

第四条 歩道の有効幅員は、道路構造令第十一条第三項に規定する幅員の値以上とするものとする。

2 自転車歩行者道の有効幅員は、道路構造令第十条の二第二項に規定する幅員の値以上とするものとする。

3 歩道又は自転車歩行者道 (以下「歩道等」という。) の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。